



ホテルレクストン鹿児島  
×  
西川旅行センター



※写真はイメージです

### <県民限定> 今こそ鹿児島の旅 第2弾

本商品は県内観光促進緊急対策事業  
の補助を受けて作成しております。

最大5,000円割引 & クーポン2,000円分付与  
(1人当たり旅行代金10,500円以上が対象)

※対象期間：令和3年7月5日～令和4年2月20日 (12/30～1/2日は対象外)

※1/1以降、本事業は2回のコロナワクチン接種が必須となります。

※事業予算や感染状況等で変更になる場合があります。



第2弾

第2弾</



## 旅行条件（要約）

- 1.本旅行条件書の意義 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。
- 2.募集型企画旅行契約 (1) この旅行は、ホームページ・パンフレットに記載する株式会社西川海陸輸送[鹿児島県登録旅行業第2-171号](以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット(以下「パンフレット等」といいます) 旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます) および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます) 等によります。当社約款は当社ホームページからご覧になれます。(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 3.旅行のお申込み (1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託旅行会社(以下「当社ら」といいます)にて所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込みいただきます。(2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱いする場合があります。(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります)
- 4.契約の成立 (1) 第3項(1)および(2)の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。(2) 第3項(2)の郵便およびファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立いたします。(3) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- 5.旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行契約成立後、当社らが指定する期日までに全額をお支払いただきます。
- 6.旅行契約の解除・払い戻し (1) 旅行開始前 ①お客様の解除権 アお客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内でお受けいたします。(お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込み店の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします) イお客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。a 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きいとき。b 当社らがお客様に対し、最終旅行日程表を規定する日までにお渡しできなかったとき。c 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。ウ 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。～前々日0%、前日20%、当日80%、不泊100%
- 7.お客様の責任 (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。(3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット等に記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申出なければなりません。
- <募集型企画旅行契約約款について> この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望のお客様は、販売店までお問い合わせください。

旅行企画・実施 鹿児島県登録旅行業 第2-171号  
(株)西川海陸輸送 西川旅行センター  
〒891-0122 鹿児島市南栄5丁目10-9  
TEL 099-260-3811 FAX 099-260-3810  
総合旅行取扱管理者 松田和清